

議案第 8 号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 17 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成 12 年墨田区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区民関係の部 9 の項を次のように改める。

9	住民基本台帳法第 12 条第 1 項並びに第 12 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく住民票の写し若しくは住民票に記載した事項に関する証明書の交付又は同法第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づく住民票の写しの交付	(1) 住民票の写しの交付手数料 (2) 住民票記載事項証明書交付手数料	1 通につき 300 円。ただし、多機能端末機（区の電子計算組織と通信回線で接続された区又は民間事業者が設置する端末機で、証明書の交付等の機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付の場合は、1 通につき 200 円とする。 1 件につき 300 円	交付のとき。
---	---	---	---	--------

別表 1 区民関係の部 13 の項中「及び」を「又は」に改め、「第 18 条」の次に「若しくは第 20 条」を加え、「1 件につき 300 円」を「1 件につき 300 円。ただし、多機能端末機による交付の場合は、1 件につき 200 円とする。」に改め、同部 15 の項中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 10 の規定に基づく地方団体の徴収金」を「地方税に係る事務」に、

「	(2) 特別区 民税・都 民税課税 証明書交 付手数料	1 件につき 300 円	を
	(3) 特別区 民税・都 民税非課	1 件につき 300 円	

税証明書 交付手数料	
---------------	--

(2) 特別区 民税・都 民税課税 証明書交 付手数料	1件につき300円。ただし、多 機能端末機による交付の場合は、 1件につき200円とする。
(3) 特別区 民税・都 民税非課 税証明書 交付手数 料	1件につき300円。ただし、多 機能端末機による交付の場合は、 1件につき200円とする。

に改め、同部25の項を同部27の項

とし、同部24の項中「23の項」を「25の項」に改め、同項を同部26の項とし、同部23の項を同部25の項とし、同部22の項を同部24の項とし、同部21の項中「22の項から25の項」を「24の項から27の項」に改め、同項を同部23の項とし、同部20の項の次に次のように加える。

21	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	行政不服審査に係る提出書類等の写し等交付手数料	用紙1枚につき、次に掲げる額。ただし、両面に出力された用紙については、片面を1枚として算定した額とする。 (1) 白黒 10円 (2) カラー 20円	交付のとき。
22	行政不服審査法第81条第3項の規定において準用する同法第78条第1項の規定に基づく主張書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	行政不服審査に係る主張書面又は資料の写し等交付手数料	用紙1枚につき、次に掲げる額。ただし、両面に出力された用紙については、片面を1枚として算定した額とする。 (1) 白黒 10円 (2) カラー 20円	交付のとき。

別表 1 区民関係の部備考3中「、この表」を「、同表」に改め、備考に次のように加える。

4 この表の21の項及び22の項に規定する手数料については、第5条第2号及び第3号の規定は適用しない。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部60の項から62の項までを次のように改める。

60	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項から69の項までにおいて同じ。）に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>	<p>1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、当該額に1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。</p> <p>(1) 住宅を新築しようとする場合（以下「新築の場合」という。）</p> <p>ア 申請に係る計画が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを区長が指定する者による確認（以下「区長が指定する者による技術的審査」という。）を受けたもの 7,200円</p> <p>イ 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項の設計住宅性能評価書（同法第5条第1項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令第81条第2項第1号口の限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。以下「設計住宅性能評価書」という。）が提出されたもの 16,000円</p> <p>ウ ア及びイ以外のもの 47,000円</p> <p>(2) 住宅を増築し、又は改築しようとする場合（以下「増改築の場合」という。）</p> <p>ア 申請に係る計画が、区長が指定する者による技術的審査を受けたもの 10,000円</p> <p>イ ア以外のもの 68,000円</p>	<p>認定申請のとき。</p>
----	--	-------------------------------------	--	-----------------

<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（当該住宅が共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>	<p>1件につき、次に掲げる額（当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額）を当該建築物における認定申請戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</p> <p>(1) 新築の場合 次のア、イ又はウに掲げる区分及び当該住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じた額</p> <p>ア 申請に係る計画が、区長が指定する者による技術的審査を受けたもの</p> <p>(ア) 100平方メートル以内のもの 7,200円</p> <p>(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 13,000円</p> <p>(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 23,000円</p> <p>(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 32,000円</p> <p>(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 61,000円</p> <p>(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 104,000円</p> <p>イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出されたもの</p> <p>(ア) 100平方メートル以内のもの 16,000円</p> <p>(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 57,000円</p> <p>(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル</p>	<p>認定申請のとき。</p>
---	-----------------------------------	---	-----------------

ル以内のもの 92,000円

(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 172,000円

(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 295,000円

(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 455,000円

ウ ア及びイ以外のもの

(ア) 100平方メートル以内のもの 47,000円

(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 109,000円

(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 175,000円

(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 345,000円

(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 617,000円

(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,062,000円

(2) 増改築の場合 次のア又はイに掲げる区分及び当該住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じた額

ア 申請に係る計画が、区長が指定する者による技術的審査を受けたもの

(ア) 100平方メートル以内のもの 10,000円

(イ) 100平方メートルを超

			<p>え、500平方メートル以内のもの 19,000円</p> <p>(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 33,000円</p> <p>(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 47,000円</p> <p>(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 88,000円</p> <p>(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 151,000円</p> <p>イ ア以外のもの</p> <p>(ア) 100平方メートル以内のもの 68,000円</p> <p>(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 255,000円</p> <p>(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 504,000円</p> <p>(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 903,000円</p> <p>(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,552,000円</p>	
	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定（当該住宅が一戸建ての住宅に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、当該額に</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

62		<p>1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。</p> <p>(1) 新築の場合</p> <p>ア 申請に係る計画が、区長が指定する者による技術的審査を受けたもの 7,200円</p> <p>イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出されたもの 16,000円</p> <p>ウ ア及びイ以外のもの 47,000円</p> <p>(2) 増改築の場合</p> <p>ア 申請に係る計画が、区長が指定する者による技術的審査を受けたもの 10,000円</p> <p>イ ア以外のもの 68,000円</p>
----	--	--

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部 6 3 の項中「(1)、(2)又は(3)」を「(1)アからウまで又は(2)ア若しくはイ」に、「6 1 の項額の欄(1)アからカまで、(2)アからカまで又は(3)アからカまで」を「当該(1)アからウまで又は(2)ア若しくはイのそれぞれ(ア)から(カ)まで」に改め、同部 6 6 の項中「書類(以下)」の次に「この項から 6 9 の項までにおいて」を加え、「(人の居住以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)」を削り、同部中 7 6 の項を 8 3 の項とし、7 0 の項から 7 5 の項までを 7 項ずつ繰り下げ、6 9 の 2 の項を 7 6 の項とし、6 9 の項の次に次のように加える。

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、当該申請に併せて区長が別に定める同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類(以下この項から73の項までにおいて「適合証」という。)が提出されたものに対する審査</p>	<p>適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅に係る申請 5,100円</p> <p>(2) (1)以外の建築物に係る申請 次のア又はイに掲げる場合及び当該住戸又は当該部分の床面積の合計に応じた額。ただし、同一の建築物についてア及びイに掲げる申請を同時に行う場合に</p>	<p>認定申請のとき。</p>
---	---	---	-----------------

おいては、ア(ア)から(エ)までに掲げる額は徴収しない。

ア 住戸ごとの申請の場合

- (ア) 300平方メートル未満のもの 9,700円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上のもの 81,000円

イ 一の建築物の申請の場合

次の(ア)に掲げる部分の床面積の合計に応じた額及び(イ)に掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、(ア)又は(イ)に掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。

- (ア) 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の住宅部分をいう。以下同じ。）
 - a 300平方メートル未満のもの 9,700円
 - b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円
 - c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円
 - d 5,000平方メートル以上のもの 81,000円
- (イ) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の非住宅部分をいう。以下同じ。）
 - a 300平方メートル未満のもの 9,700円

			<ul style="list-style-type: none"> b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円 c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円 d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円 e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円 f 25,000平方メートル以上のもの 201,000円 	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅に係る申請 次に掲げる当該住宅の床面積の合計に応じた額</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 200平方メートル未満のもの 34,400円 イ 200平方メートル以上のもの 38,400円 <p>(2) (1)以外の建築物に係る申請 次のア又はイに掲げる場合及び当該住戸又は当該部分の床面積の合計に応じた額。ただし、同一の建築物についてア及びイに掲げる申請を同時に行う場合においては、ア(ア)から(イ)までに掲げる額は徴収しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 住戸ごとの申請の場合 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 300平方メートル未満のもの 69,100円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未 	認定申請のとき。	

満のもの 116,000
円

(ウ) 2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満のもの 196,0
00円

(エ) 5,000平方メートル
以上のもの 281,00
0円

イ 一の建築物の申請の場合
次の(ア)に掲げる部分の床面積
の合計に応じた額及び(イ)又は
(ウ)に掲げる部分の床面積の合
計に応じた額を合計した額。
ただし、(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げ
る部分が存在しない場合は、
当該部分に係る額は加算しな
い。

(ア) 住宅部分

a 300平方メートル未
満のもの 69,100
円

b 300平方メートル以
上2,000平方メー
トル未満のもの 116,
000円

c 2,000平方メー
トル以上5,000平方メ
ートル未満のもの 19
6,000円

d 5,000平方メー
トル以上のもの 281,
000円

(イ) 非住宅部分(モデル建物
法(建築物エネルギー消費
性能基準等を定める省令(平
成28年経済産業省・国土
交通省令第1号。以下この
項及び75の項において「省
令」という。)第1条第1
項第1号イに規定する一次
エネルギー消費量(以下こ
の項及び75の項において
「一次エネルギー消費量」
という。)の算出に用いる
べき標準的な建築物及び省
令第8条第1号イ(1)に規定

する屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。73の項において同じ。）による場合）

a 300平方メートル未満のもの 87,100円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円

d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 309,000円

e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円

f 25,000平方メートル以上のもの 435,000円

(ウ) 非住宅部分（標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。73の項において同じ。）による場合）

a 300平方メートル未満のもの 227,100円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円

c 2,000平方メートル

			<p>ル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円</p> <p>d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円</p> <p>e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円</p> <p>f 25,000平方メートル以上のもの 871,000円</p>	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出されたものに対する審査	適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅に係る申請 3,700円</p> <p>(2) (1)以外の建築物に係る申請 次のア又はイに掲げる場合及び当該住戸又は当該部分の床面積の合計に応じた額。ただし、同一の建築物についてア及びイに掲げる申請を同時に行う場合においては、ア(ア)から(イ)までに掲げる額は徴収しない。</p> <p>ア 住戸ごとの申請の場合</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの 6,900円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 32,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上のもの 57,000円</p> <p>イ 一の建築物の申請の場合</p>	変更認定申請のとき。	

72			<p>次の(ア)に掲げる部分の床面積の合計に応じた額及び(イ)に掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、(ア)又は(イ)に掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。</p> <p>(ア) 住宅部分</p> <ul style="list-style-type: none"> a 300平方メートル未満のもの 6,900円 b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円 c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 32,000円 d 5,000平方メートル以上のもの 57,000円 <p>(イ) 非住宅部分</p> <ul style="list-style-type: none"> a 300平方メートル未満のもの 6,900円 b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円 c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円 d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円 e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円 f 25,000平方メートル以上のもの 141,000円 	
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の	適合証が提出された場合以外の場合における	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用	変更認定申請のとき。

認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。

(1) 一戸建ての住宅に係る申請
次に掲げる当該住宅の床面積の合計に応じた額

ア 200平方メートル未満のもの 24,200円

イ 200平方メートル以上のもの 27,000円

(2) (1)以外の建築物に係る申請
次のア又はイに掲げる場合及び当該住戸又は当該部分の床面積の合計に応じた額。ただし、同一の建築物についてア及びイに掲げる申請を同時に行う場合においては、ア(ア)から(イ)までに掲げる額は徴収しない。

ア 住戸ごとの申請の場合

(ア) 300平方メートル未満のもの 48,500円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 197,000円

イ 一の建築物の申請の場合
次の(ア)に掲げる部分の床面積の合計に応じた額及び(イ)又は(ウ)に掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。

(ア) 住宅部分

a 300平方メートル未満のもの 48,500円

b 300平方メートル以

上2,000平方メートル未満のもの 81,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,000円

d 5,000平方メートル以上のもの 197,000円

(イ) 非住宅部分(モデル建物法による場合)

a 300平方メートル未満のもの 61,100円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円

d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円

e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円

f 25,000平方メートル以上のもの 305,000円

(ウ) 非住宅部分(標準入力法等による場合)

a 300平方メートル未満のもの 159,100円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円

			<p>d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453,000円</p> <p>e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 535,000円</p> <p>f 25,000平方メートル以上のもの 610,000円</p>	
74	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請であって、当該申請に併せて区長が別に定める同法第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類（以下この項及び次項において「適合証」という。）が提出された場合に対する審査</p>	<p>適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料</p>	<p>1件につき、次に掲げる額</p> <p>(1) 一戸建て住宅に係る申請 5,100円</p> <p>(2) (1)以外の建築物に係る申請 次のア及びイに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、ア又はイに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。</p> <p>ア 住宅部分</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの 9,700円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上のもの 81,000円</p> <p>イ 非住宅部分</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの 9,700円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円</p>	<p>認定申請のとき。</p>

			(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円 (カ) 25,000平方メートル以上のもの 201,000円	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額	(1) 一戸建ての住宅に係る申請 次のア又はイに掲げる場合及び当該住宅の床面積に応じた額 ア 性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合 ア) 200平方メートル未満のもの 34,400円 イ) 200平方メートル以上のもの 38,400円 イ 仕様基準(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下同じ。)による場合 ア) 200平方メートル未満のもの 17,700円 イ) 200平方メートル以上のもの 19,100円 (2) (1)以外の建築物に係る申請 次のア及びイに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、ア又はイに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。 ア 住宅部分 ア) 性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。)による場合 a 300平方メートル未満のもの 69,100円 b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 116,000円 c 2,000平方メートル以上5,000平方メ	認定申請のとき。

ートル未満のもの 19
6,000円

d 5,000平方メー
トル以上のもの 281,
000円

(イ) 仕様基準による場合

a 300平方メートル未
満のもの 33,100
円

b 300平方メートル以
上2,000平方メー
トル未満のもの 58,0
00円

c 2,000平方メー
トル以上5,000平方メ
ートル未満のもの 10
4,000円

d 5,000平方メー
トル以上のもの 157,
000円

イ 非住宅部分

(ア) モデル建物法(一次エネ
ルギー消費量の算出に用い
るべき標準的な建築物を用
いて評価する方法をいう。)
による場合

a 300平方メートル未
満のもの 87,100
円

b 300平方メートル以
上2,000平方メー
トル未満のもの 145,
700円

c 2,000平方メー
トル以上5,000平方メ
ートル未満のもの 23
5,700円

d 5,000平方メー
トル以上10,000平方
メートル未満のもの 3
09,000円

e 10,000平方メー
トル以上25,000平
方メートル未満のもの
371,000円

f 25,000平方メー
トル以上のもの 435,

			<p>000円</p> <p>(イ) 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。）による場合</p> <p>a 300平方メートル未満のもの 227,100円</p> <p>b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円</p> <p>c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円</p> <p>d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円</p> <p>e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円</p> <p>f 25,000平方メートル以上のもの 871,000円</p>	
--	--	--	---	--

付 則

この条例中別表 1 区民関係の部の改正規定（同部9の項、13の項及び15の項の改正規定を除く。）及び同表 3 建築・都市計画・土木関係の部の改正規定は平成28年4月1日から施行し、同表 1 区民関係の部の改正規定（同部9の項、13の項及び15の項の改正規定に限る。）は墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

多機能端末機による住民票の写し等の交付の開始及び行政不服審査法の全部改正に伴い区民関係手数料の新設等をするとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定等に伴い建築・都市計画・土木関係手数料の新設をする必要がある。